白岡市議会パブリックコメント手続要綱

令和８年１０月６日

議会告示第３号

（目的）

第１条　この告示は、白岡市議会（以下「議会」という。）パブリックコメントの手続に関し必要な事項を定めることにより、議会の公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民に開かれた議会の推進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　パブリックコメント手続　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第１０９条第６項及び第１１２条第１項の規定により委員会又は議員が議案を提出しようとする場合に、あらかじめその案の概要を公表し、広く市民等の意見又は提案（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等に対する議会の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮し、議会として意思決定を行う一連の手続をいう。

⑵　市民等　次に掲げる者をいう。

ア　市内に住所を有する者

イ　市内に事務所又は事業所を有する者

ウ　市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ　市内の学校に在学する者

オ　市に対して納税義務を有する者

カ　パブリックコメント手続を実施する案件に利害関係を有する者

（対象となる案件）

第３条　パブリックコメント手続の対象となる案件は、法第１０９条第６項及び第１１２条第１項の規定により委員会又は議員が提出する議案のうち次に掲げるものとする。

⑴　市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃

⑵　前号に掲げるもののほか、議会が市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を及ぼすと認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

⑴　軽微な変更と認められるもの又は議案の提出に当たって、裁量の余地がないもの

⑵　議案の提出に当たって、迅速又は緊急な対応を要するもの

⑶　法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他パブリックコメント手続と同様の手続を行うもの

（条例等の案の公表）

第４条　議会は、委員会又は議員が前条第１項各号に掲げる議案を提出しようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、当該議案の素案（以下「条例等の案」という。）を公表しなければならない。

２　議会は、前項の規定により条例等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

⑴　提出しようとする議案の趣旨又は目的及び条例等の案を作成した経緯

⑵　その他市民等が条例等の案を理解するために必要な関連資料

３　前２項に規定する公表の方法は、議会が指定する場所での閲覧及び市議会ホームページへの掲載とする。ただし、条例等の案又は前項各号に規定する資料が著しく大量であるため公表が困難であると認めた場合は、議会事務局内における閲覧の方法により公表することができる。

４　議会は、条例等の案を公表するときは、市又は議会の広報等により、当該条例等の案の概要、意見等の提出方法等を市民等に周知するものとする。

（意見等の提出）

第５条　条例等の案に対する意見等の提出期間（以下「提出期間」という。）は、３０日以上設けるものとする。ただし、３０日以上の提出期間を設けることができない特別の事情があるときは、当該提出期間を短縮することができる。

２　パブリックコメントに関する意見等の提出の方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

⑴　議会が指定する場所への書面の持参

⑵　郵便その他これに準ずる方法

⑶　電子メール

⑷　前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認める方法

３　意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体である場合にあっては、当該団体の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）連絡先その他の市民等であることを示す事項を明らかにするものとする。

（意思決定に当たっての意見等の取扱い）

第６条　議会は、この告示の規定により提出された意見等を考慮して、議案の提出について意思決定を行うものとする。

２　議会は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民等から提出された意見等の概要、それに対する議会の考え方及び条例等の案を修正した場合における当該修正内容を公表するものとする。ただし、白岡市情報公開条例（平成７年白岡町条例第２０号）第６条に規定する公開しないことができる市政情報に該当するものは公表しないものとする。

３　第４条第３項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

４　提出された意見等のうち、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

（一覧表の作成）

第７条　議長は、パブリックコメント手続を実施している案件の一覧表を作成し、市議会ホームページに掲載するとともに、議会事務局において市民等の閲覧に供するものとする。

２　前項の一覧表には、案件名、公表日、提出期間、条例等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

（補則）

第８条　この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。